

医薬第 601 号
令和7年10月22日

公益社団法人岡山県医師会長 } 殿
一般社団法人岡山県病院協会長 }

岡山県保健医療部長

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器移植医療の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和7年10月8日付け、健生発 1008 第5号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知があったので、御了知の上、貴会会員への周知についてよろしくお願いします。

記

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

(令和7年10月8日付け、健生発 1008 第5号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

※本通知については、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>